

景観計画について

(1) 景観法に基づく景観計画

景観法（以下「法」という。）は平成 16 年に制定され、同法第 8 条第 2 項において、景観計画に定める事項が以下のように規定されています。

① 必須で定めるべき事項

- ・ 景観計画区域
 - ・ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - ・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- （当該景観計画区域内に指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

② 選択で（必要に応じて）定められる事項

- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
→具体的な基準については別途、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例に委ねられます。
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占有等の基準
- ・ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ・ 自然公園法の許可の基準

項目	主な内容	備考
はじめに	○計画策定の背景、計画の位置づけ、景観とは ○景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 項）【必須事項】	※都市計画区域等と重複する場合 都市計画審議会の意見聴取【景観法第 9 条第 2 項】
景観の特徴・課題	○景観計画区域における景観の特徴 ○良好な景観の形成を図る上での課題	
景観形成の目標・方針	○景観形成の基本理念・目標等 ○景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第 8 条第 3 項）【望ましい事項】	
届出等に基づく景観形成等	○良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）【必須事項】 * 景観計画区域の区分 * 届出対象行為 * 届出対象規模 * 景観形成基準 ○景観地区、準景観地区	
届出等以外の景観形成に関する事項	○公共施設による景観づくり * 景観重要公共施設（法第 8 条第 2 項第 4 号ロ、ハ）	公共施設管理者との協議・同意【景観法第 9 条第 4 項】
	○シンボルとなる建造物や樹木等による景観づくり * 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針（法第 8 条第 2 項第 3 号）【必須事項】	
	○屋外広告物による景観づくり * 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 4 項イ）	
	○景観農業振興地域整備計画 * 景観農業整備地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 4 号ニ）	
	○自然公園法の許可の基準（法第 8 条第 2 項第 4 号ホ）	自然公園管理者との協議・同意【景観法第 9 条第 5 項】
景観形成の推進方策等	○行政・市民・事業者の役割等 ○目標実現に向けた取組みの進め方 ○景観法に基づく制度等の活用の方策 * 景観整備機構（法第 92 条）* 景観協議会（法第 15 条） * 景観協定（法第 81 条）* 地区計画形意匠条例（法第 76 条） ○計画の進捗管理（P D C A）等の考え方 ○その他	

出典：景観計画策定・改定の手引き～策定編～

(2) 大町市の景観計画に関する基本的な事項

① 計画策定の目的と方針

本計画は、大町市の良好な景観を守り、いまある景観をよりよくしていくために定めるものです。現行計画（長野県景観育成計画）の内容を継承しつつ、地域の特性を踏まえて、大町市らしい・よりきめ細かな計画の策定を目指します。

② 計画対象範囲

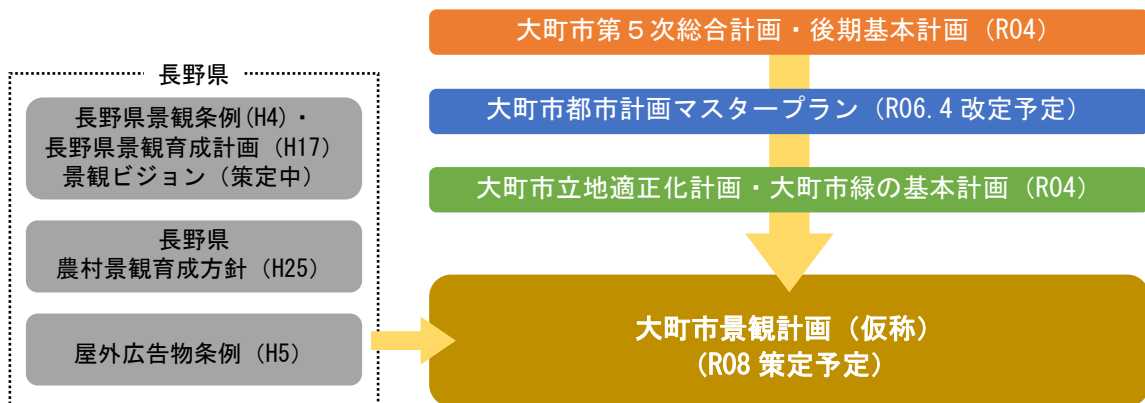
現行計画において大町市全域が景観計画区域となっていることも鑑み、本計画の計画対象範囲（景観計画区域）は、市全域とする予定です。

③ 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年（2026年）から令和17年（2035年）までの10年間とし、定期的に見直しを行っていく予定です。

④ 計画の位置付けと上位・関連計画との関係

本計画は、現行計画の他、県の景観に関する計画・制度等のほか、本市のまちづくりの上位計画である『大町市第5次総合計画』や『大町市都市計画マスタープラン』、『大町市立地適正化計画』、『大町市緑の基本計画』など景観に関連する計画との整合や反映を図りながら策定します。



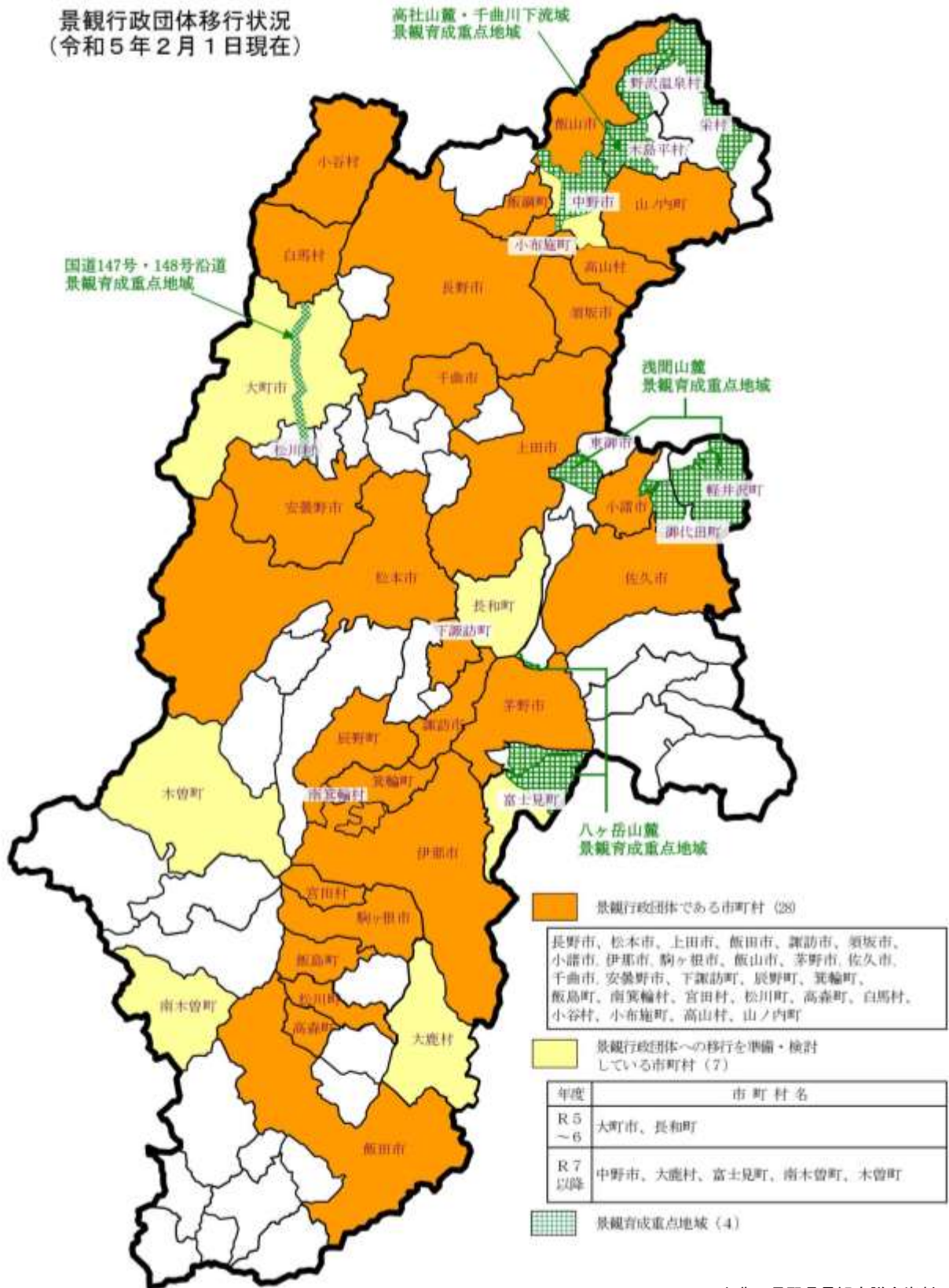
主な上位・関連計画

- 『大町市第5次総合計画』では、「豊かな自然・文化と調和した景観の形成」が重点施策として掲げられ、景観行政団体への移行と景観形成条例等の制定に向けた取組を推進していくとしています。
- 『都市計画マスタープラン (H26)』では、大町らしい景観の保全していくために、景観法に基づく景観計画の策定の検討を行うとともに、市民、企業、行政の協働による景観づくりや景観づくりを担う人材の育成や市民の主体的な活動を支援するとしています。

(3) 長野県景観計画（現行計画）の概要

① 県内の景観計画の策定状況

- 策定自治体：県、14市、13町村
- 未策定自治体：5市、45町村（うち大町市を含む2市5町村が現在策定中）



出典：長野県景観審議会資料

② 長野県景観条例・長野県景観育成計画

現在本市は、長野県景観条例に基づき、県の景観計画である『長野県景観育成計画』の対象となっています。同計画では法に基づく「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として、良好な景観を育成する基準（下表：下）とこれらの基準への適合をチェックするために届出を求める対象行為及び規模（下表：上）がそれぞれ以下のように定めています。

■届出が必要な行為及び規模

行為の種類		長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更(修繕、模様替え、 色彩変更)		高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超	高さ13m又は 床面積20㎡超 変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ13m又は築造面積20㎡超
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積 の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積 の築造面積の合計20㎡超
	その他	高さ13m超	高さ5m超
開発行為、土地の形質変更、 土石類の採取等		面積 3,000㎡超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積 300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積1,000㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠(公衆の関心を 引く形態意匠)		表示面積25㎡超	表示面積3㎡超

※枠線色が次ページ図の色分けと対応

出典：長野県景観育成計画の概要

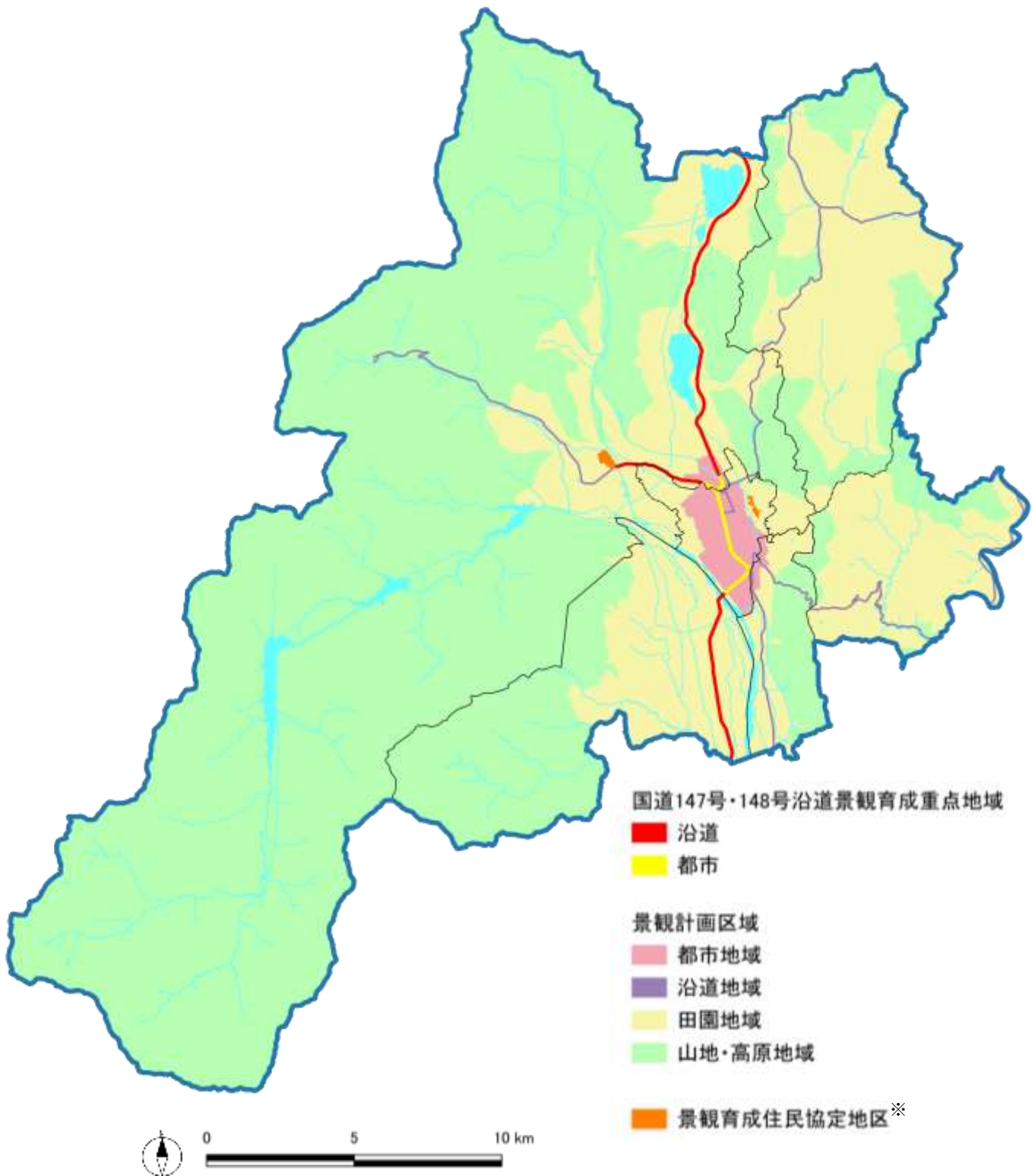
■良好な景観を育成する基準（一般地域）

		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・ 工作物	配置				
	道路 後退	できるだけ後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
	隣地 後退	隣地と協力して、 まとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模	まち並みとしての 連続性に配慮	高層の場合には、 空地確保	規模・高さは、 極力抑える	原則として、周辺の 樹木の高さ以内
	形態・ 意匠	周辺の建築物等の 形態との調和	背景スカイライン及 び建築物との調和	背景スカイライン及 び田園との調和	周辺の山並みとの 調和
色彩等	周囲の建築物等と 調和した色調	周囲の景観及び建 築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の 景観と調和した色調	周囲の景観と調和 した色調	

※枠線色が次ページ図の色分けと対応

出典：長野県景観育成計画の概要

※国道147号・148号沿道景観育成重点地域には別途、独自の基準が定められています。



※景観育成住民協定は市内2箇所にて締結され、景観に関する自主的なルールが定めています。
 →北山田町桜並木のあるまちづくり景観形成住民協定・大町温泉郷景観形成住民協定

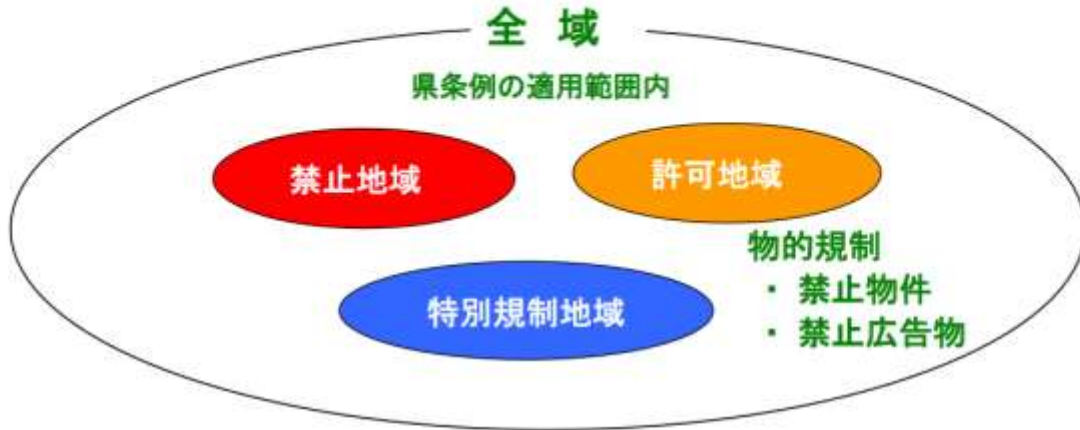
長野県景観育成計画による地域区分

＜参考＞ 長野県屋外広告物条例

屋外広告物については、別途、屋外広告物法に基づく長野県屋外広告物条例のもとに、屋外広告物の表示や設置に関するルールが定められています。

規制の概要

県条例による規制概念図



『物的規制』である「禁止物件」「禁止広告物」の規制は県下全域（県条例の適用範囲内）に及び、またある特定の地域にはその地域特性に応じ『地域規制』（「禁止地域」「許可地域」「特別規制地域」）が及びます。



禁止地域(国道361号)



許可地域(上田駅前)

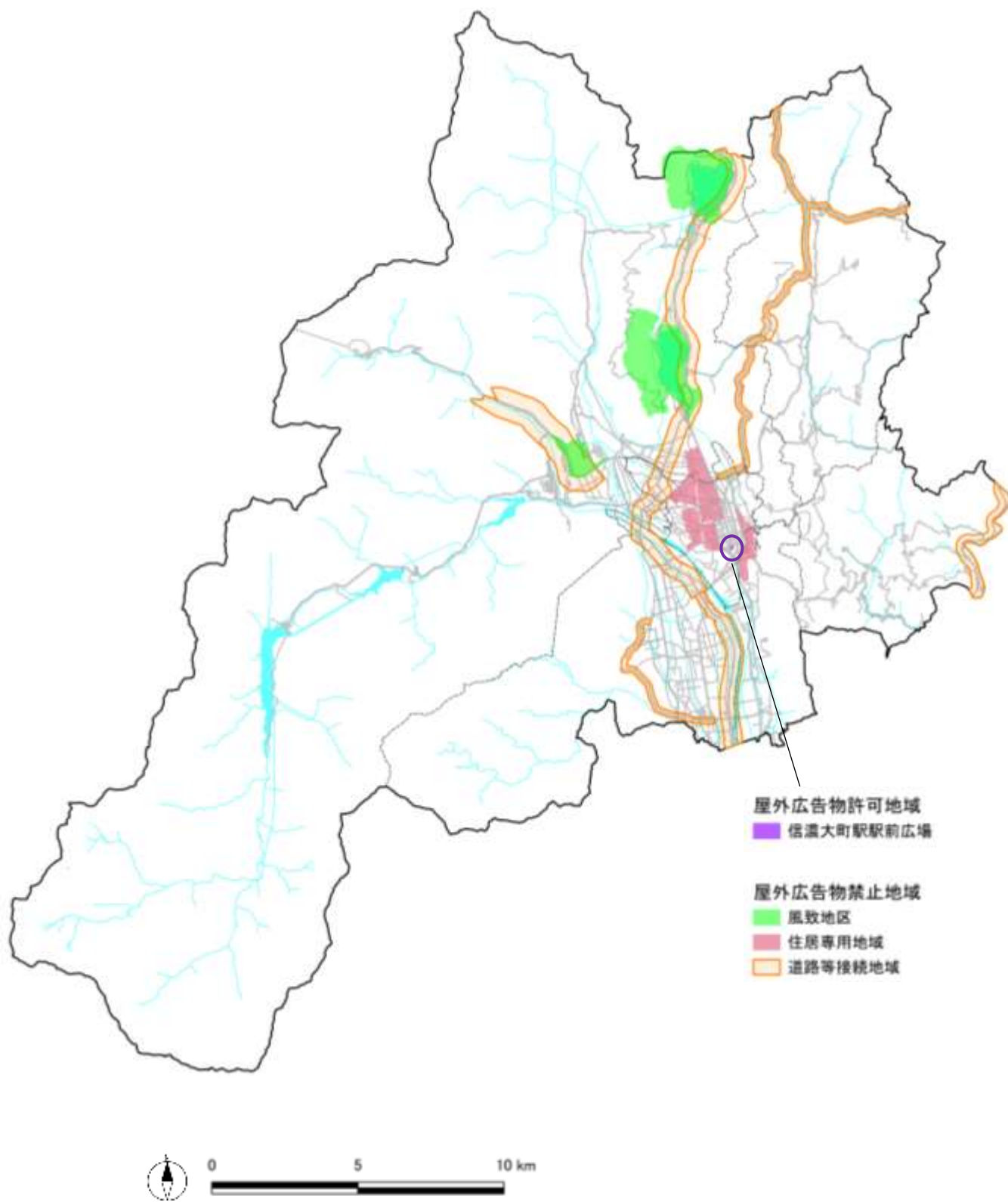


特別規制地域
(ハケ岳エコライン)

出典：屋外広告物のしおり（長野県屋外広告物条例の概要）

本市では、禁止地域と許可地域（次ページ図参照）が指定され、とくに厳しい規制がかけられています（下表参照）。

区分	規制・許可	区域
禁止地域	一定の適用除外となる広告物以外の屋外広告物を、表示したり設置することができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・住居専用地域 ・一部道路の両側 100～500m以内
許可地域	一定の適用除外広告物以外の屋外広告物の表示設置にあたり、表示設置する場所の市町村長の許可が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃大町駅前広場



長野県屋外広告物条例による地域区分